

大鰐町規則第18号

大鰐町行政組織規則の一部を改正する規則

大鰐町行政組織規則（平成5年大鰐町規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症対策室）

第2条の2 町長直属の室として、新型コロナウイルス感染症対策室を置き、室に総務・広報係、感染症対策係、生活・経済対策係を置く。

第10条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症対策室各係）

第10条の2 新型コロナウイルス感染症対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務・広報係

- （1） 大鰐町新型インフルエンザ等対策本部に関すること。
- （2） 情報提供・共有に関すること。

感染症対策係

- （1） まん延防止に関すること。
- （2） 予防接種に関すること。
- （3） 医療体制に関すること。

生活・経済対策係

- （1） 町民生活の安定に関すること。
- （2） 地域経済の安定に関すること。

第22条の次に次の5条を加える。

（新型コロナウイルス感染症対策室の職等）

第22条の2 新型コロナウイルス感染症対策室に室長を置く。

2 室長は、町長及び副町長の命を受け、室の事務を掌理し、所属の

職員を指揮監督する。

(室長補佐)

第22条の3 新型コロナウイルス感染症対策室に室長補佐を置く。

2 室長補佐は、室長を補佐し、室の事務を整理する。

(係長)

第22条の4 新型コロナウイルス感染症対策室に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

(主任主査)

第22条の5 新型コロナウイルス感染症対策室に必要な応じ主任主査を置く。

2 主任主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

(主査)

第22条の6 新型コロナウイルス感染症対策室に必要な応じ主査を置く。

2 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

附 則

この規則は、令和2年4月27日から施行する。